

(人材の育成)

第14条 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(趣旨)

食の安心・安全の確保のためには、高い専門性と併せて、実践的な知識と能力を有する人材が、行政だけでなく、府民や食品関連事業者においても求められています。そのため、府は、京都府職員、食品関連事業者における人材の育成に努めることを明らかにしています。

(解説)

「食」に関する関係法令については、農林水産物から一般加工食品、料理・飲食まで多岐の分野にわたっており、安全性の確保のため、それぞれ細かく規定されています。こうした法令を理解し、実践するためには専門的な知識と実践できる能力を有する人材が要求されています。また、「食」は、人の命と健康を支えるものであることから、高い倫理観を有する人材も要求されています。

食の安心・安全は、こうした人材によって確保されるものであることから、府が人材の育成を実施する旨を規定しています。

【行政における人材育成の例】

食品の安全性等に関する専門的知識を有し、非常時に実践的に行動できる人材の育成が考えられます。

[具体例]

- 府民からの情報に対し、迅速・的確に対応できる職員
- 情報の共有化を推進できる職員
- ポジティブリスト制の導入に伴うきめの細かい検査・指導が行える職員
- 非常時に関係する組織の横断的調整ができる職員

そのほか、次の項目に該当する職員の研鑽が考えられます。

- ・ 食品関連事業者に対する立入検査の実施等、現場における実務能力の向上
- ・ 食品衛生監視員、と畜検査員等の更なる知識の習得
- ・ 食品衛生分野における最新の技術、理論等の習得を基盤とした能力開発等
- ・ 食品検査担当者の資質の向上（最新の検査方法の習得等）

【食品関連事業者における人材育成と取組の例】

専門的知識を有する従業員等の育成

なお、専門的知識に加え、関係する分野について知識を有する人材の育成も今後の課題と考えられます。（例えば、農薬の知識だけではなく、環境への配慮などの知識や企業の社会的責任に関する知識を有する者の育成等）

[具体例]

- 「食品衛生指導員」の資質の向上
- 食品衛生管理について高い意識を持った従業員の育成
（自主衛生管理体制の構築、衛生管理講習会、食中毒予防講習会等の開催）

- 農薬販売者や農薬取扱業者等の資質の向上
(肥料・農薬適正使用講習会、病虫害防除技術講習会、農薬取扱講習会等の開催、
農薬管理指導士認定事業の実施)
- 農林漁業者等の資質の向上
(農薬使用講習会等の開催)